

Ⅶ 納付金

(1) 納付金の取扱い

納付金一覧・納付時期

年次	納入時期	入学金	授業料	施設設備費	実習費	合計
初年度	入学手続き時	200,000	300,000	250,000	75,000	825,000
(1年次)	9月	—	300,000	—	75,000	375,000
2年度	3月	—	300,000	250,000	75,000	625,000
(2年次)	9月	—	300,000	—	75,000	375,000

※上記学納金以外は納入を要しません。

但し、その他教育に必要な費用（テキスト・エプロン代等）は個人負担となります。

※3月31日12時（正午）までに入学辞退の意思表示をした場合は、入学金を除き、授業料、施設設備費及び実習費を返還します。

(2) 活用できる経済的支援措置

①授業料減免制度

入学試験に合格した方で、下記のいずれかに条件を満たす場合は、減免制度により授業料の一部を減免します。

	対象者	減免金額
1	指定校推薦受験者	授業料の一部 10万円
2	スカラシップA〇入試の判定結果がAだった者	

1 授業料の一部減免は、学費の納付時期に合わせて4期に分けて行います。

2 成績不振または成績不振による休学になった場合は、減免資格を取り消されることがあります。

②埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度

介護福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す方で、将来埼玉県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする方に対し修学資金を貸付する制度です。介護福祉士指定養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行い、埼玉県内の社会福祉施設等に就職し、5年間引き続き介護業務に従事した場合は、申請により貸付金の返還が免除となります。（限度額168万円）

③教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）

専門実践教育訓練制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給

する制度です。

給付額は、受講者が支払った教育訓練経費の50%の給付を受けることができます。さらに専門実践教育訓練の修了後、資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、受講者が支払った教育訓練経費の20%の給付を追加で受けることができます。

④その他

高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金制度、また本校が提携している各社教育ローンを利用することができます。

なお、各制度には審査があり、希望者すべてが利用できるものではありません。